

環境局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)平成29年度第1四半期

| No. | 案件名称 | 委託種目 | 契約の相手方 | 契約金額 (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|---|---------------|----------------------|--------------|-----------|-------------------------------|--------------------------------------|-----|
| 1 | 瓜破斎場自動扉保守 点検業務委託 | 機械設備等 保守点検 | ナブコドア(株) | 3,259,440 | 平成29年4月1日 | 地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号 | G3、G4 | - |
| 2 | 此花総合センタービ ル内エレベータ保守 点検業務委託 | 機械設備等 保守点検 | (株)日立ビルシステ ム | 3,071,520 | 平成29年4月1日 | 地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号 | G4 | - |
| 3 | 北部環境事業セン ターほか8箇所機械 警備業務委託 | 警備 | セコム(株) | 3,058,560 | 平成29年4月1日 | 地方自治法施 行令第167条の 2第1項第6号 | G28 | - |
| 4 | 東南環境事業セン ター ESCO事業 サービス業務委託 | その他 | アズビル(株) | 1,013,040 | 平成29年4月1日 | 地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号 | G4 | - |
| 5 | 中部環境事業センター 出張所 エレベータ設 備保守点検整備業務委 託 | 機械設備等 保守点検 | 日本オーチス・エ レベータ(株) | 1,550,664 | 平成29年4月1日 | 地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号 | G3 | - |
| 6 | 東北環境事業センターほ か2カ所ガス吸収式冷温 水機保守点検業務委託 | 機械設備等 保守点検 | 川重冷熱工業(株) | 3,348,000 | 平成29年4月1日 | 地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号 | G3、G4 | - |
| 7 | UNEP国際環境技術 センター設備保守点 検業務委託 | 機械設備等 保守点検 | 三菱電機ビルテク ノサービス(株) | 6,853,680 | 平成29年4月1日 | 地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号 | G4 | - |
| 8 | UNEP国際環境技術 センター警備業務委 託(概算契約) | 警備 | (株)コアズ | 6,791,040 | 平成29年4月1日 | 地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号 | G4 | - |
| 9 | 環境保全関係業務処 理システム運用保守 業務委託 | 情報処理 | 富士通エフ・アイ ピー(株) | 2,018,520 | 平成29年4月1日 | 地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号 | G3 | - |

環境局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)平成29年度第1四半期

| No. | 案件名称 | 委託種目 | 契約の相手方 | 契約金額 (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|-----------------------------------|-----------|-------------------|--------------|-----------|-----------------------|--------------------------------------|-----|
| 10 | 南港管路輸送施設センター内機器及びローカル設備等点検業務委託 | 警備 | 富士車輛(株) | 8,629,200 | 平成29年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G3、G4 | - |
| 11 | 天六公衆トイレ清掃・管理業務委託 | 建物等清掃 | 東宝ビル管理(株) | 1,297,836 | 平成29年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G4 | - |
| 12 | し尿収集運搬業務委託 | 廃棄物処理 | 大阪府衛生管理協同組合 | 3,939,840 | 平成29年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G3 | - |
| 13 | 大気汚染常時監視テレメータシステム運用保守業務 | 情報処理 | 富士通(株) | 1,873,800 | 平成29年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G3、G4 | - |
| 14 | 環境データ処理システム運用保守業務委託 | 情報処理 | レイシスソフトウェアサービス(株) | 3,169,530 | 平成29年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G3、G4 | - |
| 15 | 面的評価システムデータ更新等業務委託 | 情報処理 | 中外テクノス(株) | 6,166,800 | 平成29年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G3 | - |
| 16 | 環境局あべのルシアス庁舎事務室等清掃業務委託 | 建物等清掃 | 近鉄ビルサービス(株) | 1,885,680 | 平成29年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G4 | - |
| 17 | 西南環境事業センターほか2カ所ガス吸収式冷温水機保守点検業務委託 | 機械設備等保守点検 | (株)日立ビルシステム | 2,006,640 | 平成29年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G3、G4 | - |
| 18 | 南港管路輸送施設ローカルドラム及び輸送管内ごみ閉塞除去作業業務委託 | 建物等清掃 | (株)八鉦製作所 | 3,999,655 | 平成29年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G3 | - |

環境局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)平成29年度第1四半期

| No. | 案件名称 | 委託種目 | 契約の相手方 | 契約金額 (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|--|--------------|--------------------------------|--------------|-----------|-----------------------|---------------------------------------|-----|
| 19 | 天然ガス充填所管理 運営業務委託 | その他代行 | 大阪ガスエンジニアリング(株) | 9,331,200 | 平成29年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G3 | - |
| 20 | 環境活動推進施設 設備保守点検業務委託 | 施設保守点 検整備 | 三菱電機ビルテクノサービス(株) | 2,543,400 | 平成29年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G4 | - |
| 21 | 大阪市粗大ごみ収集 受付センター運營業 務委託 | 受付・案内 | (株)エヌ・ティ・ティ・ マーケティングア クト | 188,010,028 | 平成29年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G3 | - |
| 22 | 平成29年度国連環境計 画(UNEP)国際環境技 術センター(IETC)連携 事業 | その他 | (財)地球環境セン ター | 17,137,595 | 平成29年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G5 | - |
| 23 | 一般廃棄物処理業者 団体への事務委託 | その他代行 | 一般社団法人 大阪 市一般廃棄物適正 処理協会 | 1,980,417 | 平成29年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G3 | - |
| 24 | 平成29年度環境教 育、学習の振興等に 係る業務委託 | その他代行 | (財)大阪市環境事 業協会 | 32,077,476 | 平成29年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G5 | - |
| 25 | 不法投棄された特定家庭用 機器廃棄物(冷蔵庫・冷凍庫) における再商品化業務委託 | その他代行 | 関西リサイクルシ ステムズ(株) | 1,003,644 | 平成29年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G3 | - |
| 26 | 大阪市廃蛍光灯管及び廃乾 電池等の処理及び再資源化 業務委託 | その他代行 | 野村興産(株) | 7,023,240 | 平成29年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G3 | - |
| 27 | 中浜流注場受入槽・ 貯留槽等清掃業務委 託 | 貯水槽清 掃・点検 | 大阪府衛生管理 協同組合 | 1,919,700 | 平成29年5月2日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G3 | - |

環境局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)平成29年度第1四半期

| No. | 案件名称 | 委託種目 | 契約の相手方 | 契約金額 (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|---------------------------------|-------|-------------------------|--------------|------------|-----------------------|---------------------------------------|-----|
| 28 | 環境局管理用地(鶴見区焼野緑地帯)測量登記業務委託(概算契約) | その他代行 | 公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会 | 9,224,039 | 平成29年6月14日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G3 | - |
| 29 | 平成29年度地中熱等導入促進事業調査業務委託 | その他代行 | 中央開発(株) | 9,999,720 | 平成29年6月15日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G4 | - |

随意契約理由書

1 案件名称

瓜破斎場自動扉保守点検業務委託

2 契約の相手方

ナブコドア株式会社

3 随意契約理由

瓜破斎場の自動扉は、ナブコドア株式会社が独自の技術により一括責任、施工で製造、設置したものである。

今回、保守点検整備を実施する設備の仕様並びに構造等は、ナブコドア株式会社のみが熟知しており、部品交換等が生じた場合、部品等の入手は他社では実施不可能である。

また、作業後の性能、作動状態及び耐用寿命等について、一貫した責任保証ができるのは当該会社以外にはない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 (電話番号 06-6630-3136)

随意契約理由書

1 案件名称

此花総合センタービル内エレベータ保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立ビルシステム

3 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法に基づき、特に確認の要する建築設備として、定期的な点検及び報告が義務づけられている。

保守点検業務は、エレベータ設備特有の設備構造、機器、取替部品等に加え保守点検履歴、保守点検方法等総合的に十分把握した上で行われなければならない。このような条件を満たすためには、本エレベータ設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から、既設設備等に著しい支障が生ずる可能性があること、また点検後の性能、作動状態、耐寿命に対して保証ができないことから、本業務に対して一貫して責任を持たせることができる業者は株式会社日立ビルシステムのみである。

上記理由により、株式会社日立ビルシステムと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3364)

随意契約理由書

1 案件名称

北部環境事業センターほか8箇所機械警備業務委託

2 契約の相手方

セコム株式会社

3 随意契約理由

北部環境事業センターほか8箇所機械警備業務委託については、平成23年4月1日から平成27年7月31日まで長期契約を締結し、引き続き平成27年8月1日から平成29年3月31日まで契約を行っているが、当初契約時に新品の警備機器を導入していることや、契約期間中、大きな故障もなく警備業務を履行できていることから、引き続きの警備機器の使用に支障がないと判断した。

また、現有機を引き続き使用し本警備業務を委託した方が、新たに契約を締結するよりも経済的に有利であり、本市の利益の増進につながると合理的に判断される。

上記の理由により地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）に該当するので、引き続き現在設置している警備機器所有者であるセコム株式会社と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第6号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 （電話番号 06-6630-3254）

随意契約理由書

1 案件名称

東南環境事業センターESCO省エネルギーサービス事業

2 契約の相手方

アズビル株式会社ビルシステムカンパニー関西支社

3 随意契約理由

平成25年度、東南環境事業センター熱源機器改修にあたり、「自己資金型ESCO事業」の提案の公募を行った。

審査の結果、最優秀提案者であったアズビル株式会社と契約を締結して、同社が改修工事等サービスを実施した。

平成26年度以降は改修工事等サービスに引き続き運用管理、保守、光熱水費の削減が保障される「省エネルギーサービス」を募集要項に定められたサービス期間である5年間実施する。

このサービス・機器は、ESCO事業提案内容に基づき、アズビル株式会社が独自の技術で構築・製造したものであり、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性がある。また基準どおりの性能を維持できるように保守点検を行い、保守点検期間中の性能維持、故障等の迅速な緊急対応、また修理に必要な純正部品の入手及び取替後の保障等について一貫した責任により対応できる事業者は上記事業者のみである。

上記の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、アズビル株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 (電話番号 06-6630-3254)

随意契約理由書

1 案件名称

中部環境事業センター出張所エレベーター設備保守点検整備業務委託

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ株式会社

3 随意契約理由

中部環境事業センター出張所に設置されているエレベーター設備は、日本オーチス・エレベータ株式会社製である。

本エレベーターは、運転状況を常に遠隔監視できる機能を備えており、常時の遠隔監視及び定期的を実施する保守点検により、故障を未然に防ぎ常に正常な状態を維持している。

エレベーターは各メーカーにより構造や使用材料が異なっており、構成する部品が各メーカーの指定品である事等を前提として、エレベーター全体が正常に機能するものとされ各メーカーは責任を持って保守点検および遠隔監視を行うことができる。

ゆえに本エレベーターについても、故障を未然に防ぎ常に正常な状態を今後も維持するため保守点検及び常時の遠隔監視を実施するにあたっては、本エレベーターの設備構造・特性等を熟知したメーカー以外は不可能であることから、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局中部環境事業センター出張所（電話番号 06-6567-0750）

随意契約理由書

1 案件名称

平成29年度
東北環境事業センターほか2ヵ所ガス吸収式冷温水機保守点検業務委託

2 契約の相手方

川重冷熱工業㈱ 西日本支社

3 随意契約理由

東北環境事業センター、中部環境事業センター出張所及び東部環境事業センター本館の空気調和用熱源機器は川重冷熱工業㈱のガス吸収式冷温水機が使用されている。

今回のガス吸収式冷温水機保守点検業務委託は、製造者独自の技術により本機器を製造しており、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また基準どおりの性能を維持できるように保守点検を行い、保守点検期間中の性能維持、故障時の迅速な緊急対応また、修理に必要な純正部品の入手及び取替後の保証等について当該業者の一貫した責任により確実なアフターサービスを実施させる必要があることから、この業務を実施できるのは、製造業者である川重冷熱工業㈱だけである。

上記理由により川重冷熱工業㈱と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3375)

随意契約理由書

1 案件名称

平成 29 年度 UNEP 国際環境技術センター設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス株式会社

3 随意契約理由

本契約は、花博記念公園鶴見緑地（以下「公園」という。）内の UNEP 国際環境技術センター施設における各建築設備等の保守点検監理業務（一部常時監視業務を含む）を委託するものである。設備の点検整備の監督・電気事業法にもとづく電気設備の保安代行業務・設備の保全・補修の計画・事故や非常時における緊急対応など維持管理にかかる業務全般を委託することにより、建物設備等の継続的な使用を担保することを目的としている。

公園内にある各施設の電気供給については、公園全体が一体として供給を受けたうえで個々の施設に分配されるしくみであることから、本施設及び公園内にある他施設の電気設備は不可分一体のものとして保守管理する必要がある。

上記業者は、公園内にある他施設の電気設備の保守管理を一括して行っていることから、公園全体の円滑な電気供給を図るうえで本施設についても上記業者に委託することが不可欠かつ最適である。

よって、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3262）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 29 年度 UNEP 国際環境技術センター警備業務委託

2 契約の相手方

株式会社コアズ

3 随意契約理由

本契約は、花博記念公園鶴見緑地（以下「公園」という。）内のUNEP国際環境技術センター施設における警備業務を委託するものであり、施設内巡回警備・施設異常発生時の緊急対応・夜間及び施設休業日における機械警備等を実施することにより、施設の損傷行為・管理上支障となる行為・事故等を未然に防止し、施設利用者の安全を確保することを目的とする。

本施設には、開発途上国に対する環境保全技術の普及のために大阪市が誘致した国連環境計画（UNEP）国際環境技術センター（IETC）が入居し（2階）、開発途上国の環境問題改善に向けて国連職員が勤務しているため、十分な警備を行う必要がある。

本施設を含め公園全体の警備については、公園内の中央監視室において全体の管理を一元的に行っていることから、本施設及び公園内にある他施設は不可分一体のものとして警備する必要がある。

上記業者は、公園内にある他施設の警備を一括して行っていることから、公園全体の安全確保を図るうえで、本施設についても上記業者に委託することが不可欠かつ最適である。

よって、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3262）

随意契約理由書

1 案件名称

環境保全関係業務処理システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

富士通エフ・アイ・ピー（株）

3 随意契約理由

本システムは、富士通エフ・アイ・ピー（株）のパッケージソフトをベースとしたもので、本市向けのカスタマイズ業務についても、パッケージソフトの開発業者である富士通エフ・アイ・ピー（株）が請け負った。

本業務は、システムを適切な状態に維持し、安定的な運用を行うことを目的としていることから、パッケージソフトの開発元であり、本市向けカスタマイズを実施した富士通エフ・アイ・ピー（株）と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 環境管理部 環境管理課 環境保全対策グループ
(電話番号 06-6615-7924)

随意契約理由書

1 案件名称

南港管路輸送施設センター内機器及びローカル設備等点検業務委託

2 契約の相手方

富士車輛（株）

3 随意契約理由

南港管路輸送施設のローカルドラム等各設備は、富士車輛（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本業務委託については、管路輸送設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該施設のローカルドラム等各設備を設計・施工した会社以外では、本業務委託に対して技術の対応が不可能であり、設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本業務委託に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士車輛（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課（電話番号06-6630-3384）

随意契約理由書

1 案件名称

天六公衆トイレ清掃・管理業務委託

2 業者名

東宝ビル管理 株式会社

3 随意契約理由

当該トイレのある大阪市立住まい情報センター、大阪市立子育ていろいろ相談センター及び三井住友銀行天六施設の建物のビル清掃業務については、平成11年10月の開設当時からビルの維持管理上一業者に委託している。

当該ビルは、清掃業務についても長期的な継続契約を行っており、上記業者が委託先業者として決定しているため、当局についても上記業者に委託することとする。

作業員が常駐して同ビル全体の清掃を行うことにより、本業務における規定の清掃のみならず、施設破損や市民公聴等にかかる当局への連絡等の対応が常時可能となることなど、円滑な施設管理を行うことができる。

上記の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、東宝ビル管理株式会社と随意契約をお願いします。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 (電話番号 06-6630-3238)

随意契約理由書

1 案件名称

し尿収集運搬業務委託

2 契約相手方

大阪府衛生管理協同組合

3 随意契約理由

同協同組合については、中小企業等協同組合法に基づく法人格を有する事業主体であり、大阪府下の浄化槽清掃業者が浄化槽清掃等の共同受注等を目的として設立した協同組合である。

し尿収集運搬業務については、一般廃棄物収集運搬業（し尿及びし尿含む汚泥）許可が必要であるとともに、し尿収集運搬業務を実施できるのは、類似の事業を実施している浄化槽清掃業者だけである。

本市における、し尿収集対象家屋については、下水道の進捗状況と相俟った結果、下水道処理区域外等の理由により市内全域において29戸は現存しており、引き続き本市において実施する必要がある。

しかしながら、対象家屋については市内全域に点在しており、個々の地域毎に業者を選定し業務を委託することは、非効率であることから、業務におけるスケールメリットを勘案し、一般廃棄物収集運搬業（し尿及びし尿を含む汚泥）許可を有する業者で構成する同協同組合に市内全域を一括して業務委託することにより、安定した円滑な事業の実施が図られるとともに、経費の面からも本市にとって大きな有益性があるものと考えます。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 （電話番号 06-6630-3238）